

函館市病院局職員被服支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、病院局の職員（会計年度任用職員を含む。以下、同じ。）に対する被服の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(支給)

第2条 被服を支給する職員の範囲ならびに被服の種類および数量については、別表のとおりとし、採用の際および採用後ならびに使用1年を経過したときごとに支給する。ただし、公営企業管理者（以下「管理者」という。）は必要があると認めるときは、被服の種類、数量または支給期間を変更することができる。

(被服の管理および責務)

第3条 職員は、当該被服を職務に従事するとき以外に着用してはならない。

2 職員は、被服を適切に使用および管理するものとし、被服の損耗により、使用できなくなった際には廃棄するものとする。

3 管理者は、職員がその使用期間中に支給を受けた被服の全部または一部を亡失し、もしくは前項の規定に基づき廃棄した場合には、亡失または廃棄した品目および数量と同一の被服を再び支給する。

(被服の返却)

第4条 職員は、未使用である場合もしくは状態が良い被服で、使用しないことが明らかな場合は、返却できるものとする。

2 採用後1年未満で退職し、同条第1項に準ずる被服は返却するものとする。

(支給の辞退)

第5条 職員は、支給される被服が不要な場合には、その支給を辞退することができる。

(使用等の記録)

第6条 所属長は、別記様式の被服支給簿を備え、被服の使用者と使用開始日等について、適切に記録しなければならない。

2 所属長は、必要があると認めるときは、被服の保持の状況を調査しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めがない事項については、管理者が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱施行の際、現に貸与を受けている被服については、この要綱の相当規定に基づいて支給を受けた被服とみなす。

3 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

4 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

5 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別 表

職員の範囲		種 類	数 量 (年)	備 考
管理部および函館病院	医師・歯科医師	スクラブ(上)	1	採用年度に限り、必要に応じて数量を2とする。
		ズボン	1	
	医療技術職(※)	スクラブ(上)	1	採用年度に限り、数量を7とする。(外被)採用年度に限り、数量を5とする。(検査技師に限る。)
		ズボン	1	
	看護師、助産師および 准看護師	スクラブ(上)	1	採用年度に限り、数量を7とする。
		ズボン	1	
	事務員	事務服	1	患者等に接する業務に従事する女子職員に限る。
	看護補助者、 その他の補助者	スクラブ(上)	1	採用年度に限り、数量を5とする。
		ズボン	1	
	函館恵山病院	医師	スクラブ(上)	1
ズボン			1	
医療技術職(※) 看護師・准看護師		スクラブ(上)	1	採用年度に限り、数量を7とする。
		ズボン	1	
看護補助者、 その他の補助者		スクラブ(上)	1	採用年度に限り、数量を5とする。
		ズボン	1	
函館南茅部病院	医師	スクラブ(上)	1	採用年度に限り、必要に応じて数量を2とする。
		ズボン	1	
	医療技術職(※)、 看護師、准看護師	スクラブ(上)	1	採用年度に限り、数量を7とする。
		ズボン	1	
	看護補助者、 その他の補助者	スクラブ(上)	1	採用年度に限り、数量を5とする。
		ズボン	1	
高等看護学院	教員	スクラブ(上)	1	採用年度に限り、数量を7とする。
		ズボン	1	

※ 臨床検査技師、薬剤師、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、臨床心理士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、精神保健福祉士、社会福祉士、管理栄養士、柔道整復師および救急救命士

備考 スクラブ(上)とズボンについては、医療業務に直接従事する職員に対して支給することとする。ただし、高等看護学院はこの限りでない。

